

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、役場が立地する町中心部において、2mを超える浸水が予想されているほか、町中心部の50%を超える範囲で0.5m以上の浸水が予想されている。また、卸売・小売業の多くが立地する庄・町地区において、最大で5mの浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、町全体に崩壊、土石流等の土砂災害警戒区域が数多く存在し、山間地だけでなく町中心部にも崩壊、土石流等の土砂災害警戒区域が数多く散見される。

(地震：J・SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で41.2%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

町内の彦山川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成29年の九州北部豪雨において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この豪雨により、当町では人的被害に加え、住家被害が27棟（全壊1棟、半壊1棟、床上浸水2棟、床下浸水23棟）にのぼり、農地関係被害が117箇所（農地85箇所、農業用施設32箇所）にのぼった。また、当町の年間平均雨量は2,200～2,600mmと県下最高の降雨量である。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 345人（令和元年10月末時点 独自調査による）
- ・小規模事業者数 319人（令和元年10月末時点 独自調査による）

【内訳】

| 業種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（事業所の立地状況等） |
|--------|-------|---------|--------------------------|
| 建設業 | 76 | 76 | 町内に広く分布している。 |
| 製造業 | 33 | 33 | 町内に広く分布している。 |
| 卸売・小売業 | 100 | 92 | 町中心部を中心に分布。 |
| 飲食・宿泊業 | 34 | 32 | 町中心部を中心に分布。宿泊業は英彦山地区に分布。 |
| サービス業 | 82 | 74 | 町中心部を中心に分布。 |
| その他 | 20 | 12 | 町内に広く分散している。 |

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・当町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状、緊急時の連携体制について具体的なマニュアルや計画が整備されていないため、発災時の取組みや対応が漠然としている。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。さらに、保険・共済に対する助言を行える人員も不足している。とい

った課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連携を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報の報告・共有体制を構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内の体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担や体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に依頼し、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和3年度までに作成。

3) 関係団体との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・添田町事業継続力強化支援連絡会議（構成員：当会、当町）を年1回以上開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大規模地震や大雨による大規模水害等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・大雨による洪水や地震等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 8 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を当会と当町で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害の状況や規模に応じた応急対策の方針を決定する。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。
(例 : 被害規模の目安は以下を想定)

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

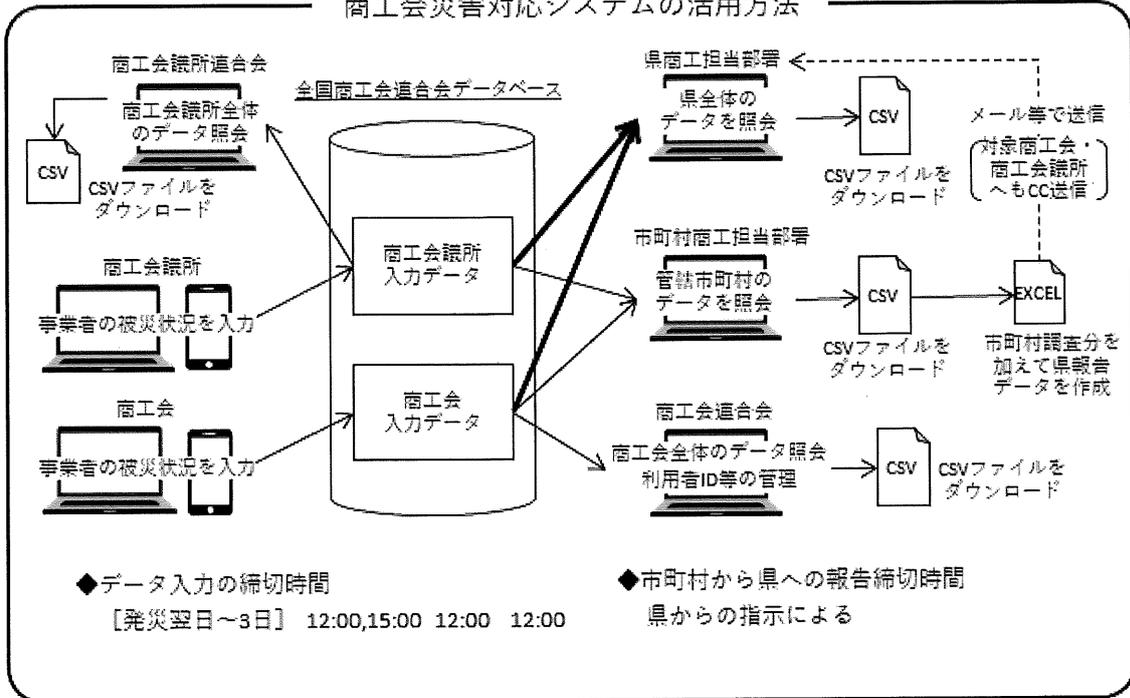
| | |
|-----------|-----------------|
| 発災後～1 週間 | 1 日に 1 回以上共有する |
| 1 週間～2 週間 | 1 日に 1 回共有する |
| 2 週間～1 ヶ月 | 3 日に 1 回共有する |
| 1 ヶ月以降 | 1 週間に 1 回以上共有する |

< 3. 発災時における連絡体制 >

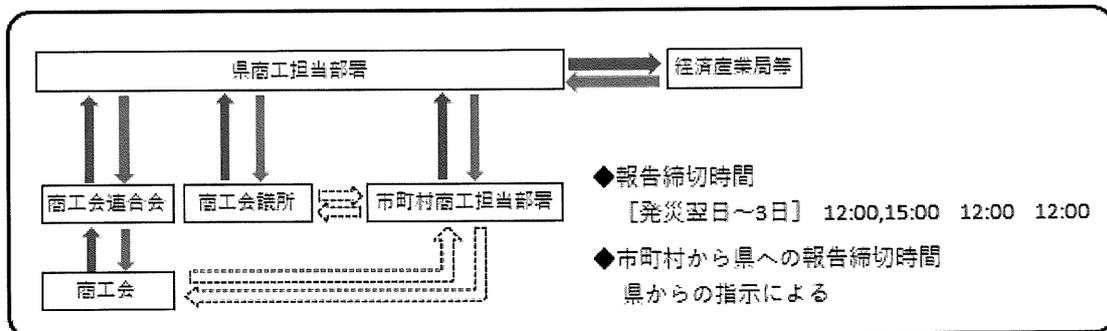
- ・大雨による洪水や地震等による発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決定する。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額 (合計、建物、設備、商品等) の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することにより、当町の商工担当部署と情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00 とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法



②システム不具合発生時



・また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I
福岡県中小企業振興支援機構 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況

提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

| 区分 (県庁→郡区庁等別) | 被害箇所 | | | | 被害状況 | |
|------------------|------------|-----------------|--------|------|----------|--|
| | 所在地 | 商店街の場合は 商店街名 | 事業所名 | 業種 | 被害額 | 被害内容（建物、資産、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください） |
| 記入例 | ○○郡○○町○○丁目 | — | 製○○製材所 | 製造業 | 約 10 万円 | 工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。 |
| | △△市△△町△△番地 | △△商店街 | △△酒店 | 酒販売業 | 約 140 万円 | 店舗前の電信柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。 |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |

※前日までに前報を頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記して行ってください。 ※用語が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に被害を受けている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

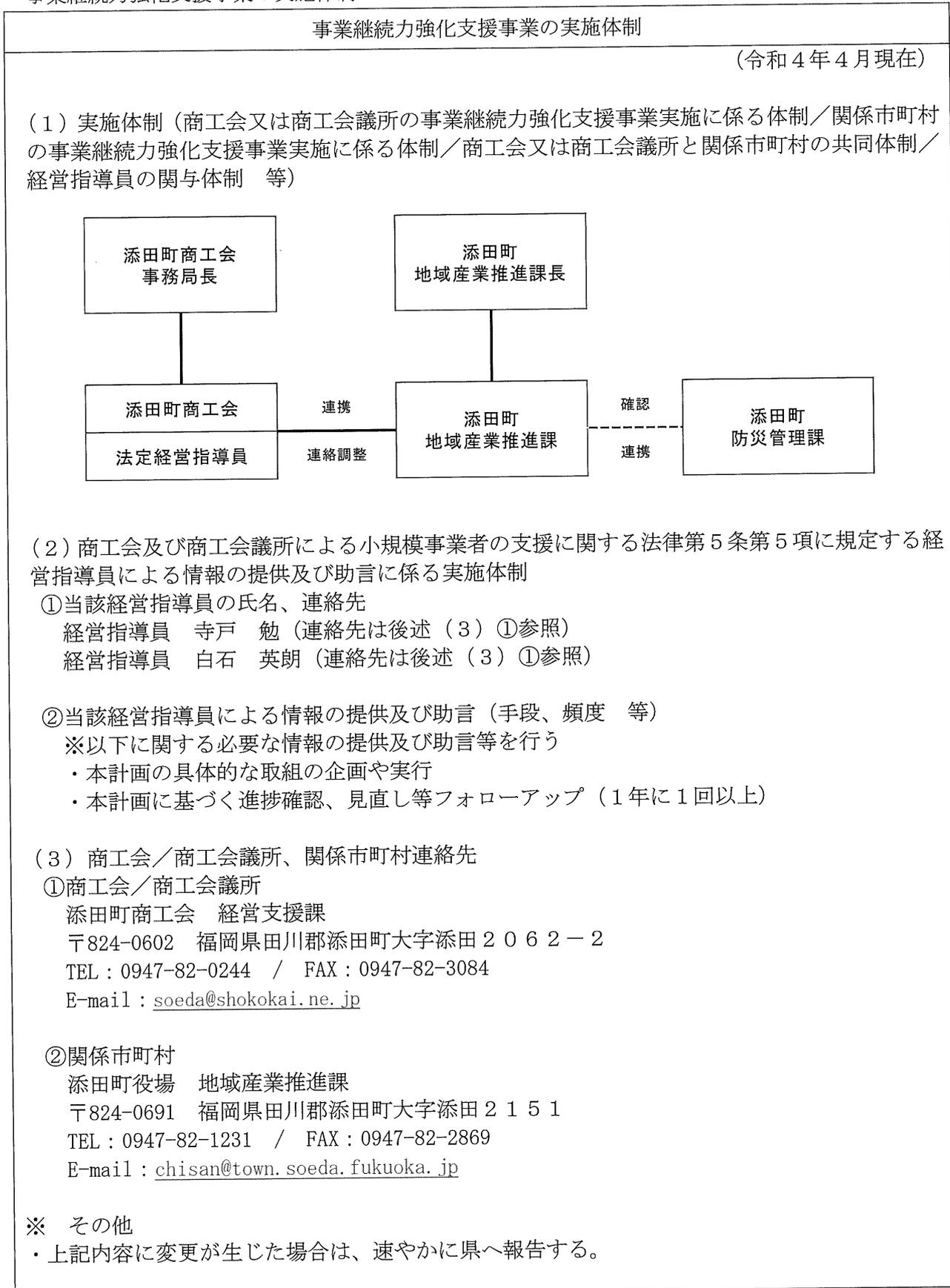
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。
- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に巡回同行を依頼し被災小規模事業者に対し支援を実施する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| ・ 専門家派遣費 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ・ 協議会運営費 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ・ セミナー開催費 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ・ パンフ、チラシ作製費 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|--------------------------|
| 会費収入、事業収入、添田町補助金、福岡県補助金等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|---|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| 当会と当町は、以下の関係機関と連携して本事業を実施する。 ①あおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和弘 所在地 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-9-2 電話番号 092-282-6534 ②福岡県火災共済協同組合 理事長 城戸 津紀雄 所在地 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル 8F 電話番号 092-622-8071 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| 別表1より抜粋 (2) 事業継続力強化支援事業の内容 < 1. 事前の対策 > 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・連携協定を結ぶあおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に依頼し、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 3) 関係団体との連携 ・連携協定を結ぶあおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。 < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 > ・連携協定を結ぶあおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に巡回同行を依頼し、被災小規模事業者に対し支援を実施する。 |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| ①あおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 (役割) WEBアプリの提供、BCP策定支援、BCPワークショップ・訓練セミナーの共催 (効果) 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、発災時における連携が円滑になる。 ②福岡県火災共済協同組合 (役割) 巡回同行募集の強化、リスク診断への協力、会議・セミナー・相談会での商品説明 (効果) 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、発災時における連携が円滑になる。 |
| 連携体制図等 |
| |